

業務委託設計書（金抜）

事業年度	令和8年度
設計年月	令和8年7月
事業名	京都市森林経営管理推進事業
予算科目	款項目節 産業観光費林業費林業振興費委託料
履行場所	京都市左京区花脊原地町地内
業務名	林道橋定期点検業務（寺谷林道）
履行期限	契約日の翌日から令和8年12月25日まで
単価適用年月	令和8年7月
事業課（所）名	産業観光局農林振興室
歩掛適用年月	令和8年7月
変更回数	0
基準適用年月	令和8年7月
前払金支出	単価地区京都②

京都市産業観光局

業務概要

林道橋定期点検			
林道橋点検診断（4橋）			

実施理由

森林経営管理法に定める集約化構想を策定するにあたり、構想を円滑に進めるために必要な林道に架かる橋の修繕 要否の判断を行うため、林道橋の健全性を判定する定期点検を実施する。	
--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	費	前回	円	円
		今回	円		
内	業	務	価	前回	円
			格	今回	円
訳	消	費	税	前回	円
			相	今回	円
	当	額	前	前回	円
			回	今回	円

積算条件表

業務摘要

業務番号	
業務名称	林道橋定期点検業務（寺谷林道）
履行場所	京都市左京区花脊原地町地内
履行期限	契約日の翌日 ～ 令和8年12月25日

積算条件

発注者	京都市
-----	-----

単価適用日	令和8年7月29日
単価地区	京都府公表単価 京都市②(左京区[花脊・広河原・久多] 右京区[旧京北町]) 南丹市（旧美山町）
歩掛	治山・林道必携（調査・測量・設計編）
機械損料	損料（簡易_推進(平均)） 令和08年04月01日
経費	調査測量設計業務(総合)[京都府治山] 令和07年08月20日

経費計算条件

項 目 名 称	選 択 内 容	摘 要
経費算出条件（設計）	通常の場合	
業務成果品費（電子成果品作成費）（設計）	概略設計・予備設計又は詳細設計	
業務価格の調整方法	千円未満切り捨て（業務価格のみ）	
消費税率の選択	10％	
消費税増税の経過措置前の対応	対応は不要	

見積参考資料

下表の積算基準に基づき積算しています。

図書名	発行年月等	発行機関	積算基準
令和 7 年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）	令和 7 年 8 月	（一社）日本治山治水協会/日本林道協会	森林保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領
京都府治山林道事業に係る調査・測量・設計等積算基準	令和 7 年 3 月 1 3 日改正	京都府	
京都府土木工事単価資料	令和 8 年 7 月	京都府	
京都府林道橋等定期点検（簡易型）マニュアル	令和 3 年 5 月 1 1 日改正	京都府	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
定期点検	損傷図の作成	損傷図の作成（1号橋）	橋長10.6m, 有効幅員3.6m, 地覆（片側）0.2m		式	29,517	直接業務費	
定期点検	損傷図の作成	損傷図の作成（4号橋）	橋長7.5m, 有効幅員3.0m, 地覆（片側）0.2m		式	26,860	直接業務費	
定期点検	損傷図の作成	損傷図の作成（6号橋）	橋長7.0m, 有効幅員3.0m, 地覆（片側）0.2m		式	26,860	直接業務費	
定期点検	損傷図の作成	損傷図の作成（7号橋）	橋長4.5m, 有効幅員3.0m, 地覆（片側）0.2m		式	24,540	直接業務費	

業 務 費 内 訳 書

Page7

林道橋定期点検業務(寺谷林道)	業 種	
	項 目	

項目・工種・種別・細別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
林道橋点検業務		1	式			
定期点検		1	式			
計画準備		1	式			
計画準備	業務計画書作成、現地踏査、部材番号図の作成及び修正、関係機関との協議資料作成を含む	4	橋			第1号単価表
計画準備 全体図及び一般図の作成		4	橋			第2号単価表
現地点検		1	式			
現地点検	橋長4m以上5m以下(7号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む	1	橋			第4号単価表
現地点検	橋長5m超え10m以下(4,6号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む	2	橋			第5号単価表
現地点検	橋長10m超え15m以下(1号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む	1	橋			第6号単価表
損傷図の作成		1	式			
損傷図の作成(1号橋)	橋長10.6m,有効幅員3.6m,地覆(片側)0.2m	1	式			第7号単価表

京都市

業 務 費 内 訳 書

Page8

林道橋定期点検業務(寺谷林道)	業 種	
	項 目	

項目・工種・種別・細別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
損傷図の作成(4号橋)	橋長7.5m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m	1	式			第8号単価表
損傷図の作成(6号橋)	橋長7.0m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m	1	式			第9号単価表
損傷図の作成(7号橋)	橋長4.5m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m	1	式			第10号単価表
報告書の作成		1	式			
報告書の作成		4	橋			第11号単価表
共通		1	式			
共通		1	式			
打合せ協議		1	式			
打合せ協議	全 選 択 1回(標準)	1	業務			第12号単価表
直接業務費計		1	式			
直接経費		1	式			

京都市

業 務 費 内 訳 書

Page9

林道橋定期点検業務(寺谷林道)	業 種	
	項 目	

項目・工種・種別・細別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費		1	式			
旅費交通費		1	式			
ライトバン 1500cc	3時間/日	2	日			第16号単価表
業務成果品費		1	式			
業務成果品費(電子成果品作成費)		1	式			
直接原価		1	式			
その他原価		53.85	%			
設計原価		1	式			
一般管理費等		53.85	%			
設計費		1	式			

京都市

業 務 費 内 訳 書

Page10

林道橋定期点検業務(寺谷林道)	業 種	
	項 目	

項目・工種・種別・細別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務価格		1	式			
消費税相当額		10	%			
業務費		1	式			

計画準備			業務計画書作成、現地踏査、部材番号図の作成及び修正、関係機関との協議資料作成を含む		
10 橋当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師(外業)	2.9	人			
技師(A)(外業)	1.4	人			
技師(B)(外業)	2.9	人			
技師(C)(外業)	4.3	人			
技術員(外業)	2.9	人			
合計					
1橋当り					

計画準備 全体図及び一般図の作成	
10 橋当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
全体図及び一般図の作成	1	式			第3号単価表
合計					
1橋当り					

全体図及び一般図の作成					
1 式当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	2	人			
技術員(内業)	2	人			
合計					
1式当り					

現地点検			橋長4m以上5m以下(7号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む		
10 橋当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(外業)	3.1	人			
技師(C)(外業)	3.1	人			
技術員(外業)	3.1	人			
合計					
1橋当り					

現地点検			橋長5m超え10m以下(4,6号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む		
10 橋当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(外業)	3.8	人			
技師(C)(外業)	3.8	人			
技術員(外業)	3.8	人			
合計					
1橋当り					

現地点検			橋長10mを超え15m以下(1号橋)、定期点検調査票作成(損傷写真の整理、健全性の評価)含む			
10 橋当り						
構 造						
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(外業)		4.4	人			
技師(C)(外業)		4.4	人			
技術員(外業)		4.4	人			
合計						
1橋当り						

損傷図の作成(1号橋)	橋長10.6m,有効幅員3.6m,地覆(片側)0.2m
1 式当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	0.04	人			
技師(C)(内業)	0.13	人			
技術員(内業)	0.6	人			
合計					
1式当り					

損傷図の作成(4号橋)	橋長7.5m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m
1 式当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	0.2	人			
技師(C)(内業)	0.4	人			
合計					
1式当り					

損傷図の作成(6号橋)	橋長7.0m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m
1 式当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	0.2	人			
技師(C)(内業)	0.4	人			
合計					
1式当り					

損傷図の作成(7号橋)	橋長4.5m,有効幅員3.0m,地覆(片側)0.2m
1 式当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	0.2	人			
技術員(内業)	0.4	人			
合計					
1式当り					

報告書の作成					
10 橋当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師(内業)	0.5	人			
技師(A)(内業)	0.5	人			
技師(B)(内業)	0.9	人			
技師(C)(内業)	0.9	人			
技術員(内業)	1.4	人			
合計					
1橋当り					

打合せ協議	全 選 択 1回(標準)				
1 業務当り					

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務着手時	1	回			第13号単価表
中間打合せ	1	回			第14号単価表
成果品納入時	1	回			第15号単価表
合計					
1業務当り					

業務着手時					
1 回当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師(内業)	0.5	人			
技師(B)(内業)	0.5	人			
合計					
1回当り					

中間打合せ					
1 回当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師(B)(内業)	0.5	人			
技師(C)(内業)	0.5	人			
合計					
1回当り					

成果品納入時					
1 回当り					
構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師(内業)	0.5	人			
技師(B)(内業)	0.5	人			
合計					
1回当り					

ライトバン 1500cc	3時間/日
1 日当り	

構 造					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名排気量1.5L	3	時間			
ライトバン[ガソリンエンジン駆動] 乗車定員5名排気量1.5L	1	日			
ガソリン レギュラー	8.1	L			
合計					
1日当り					

特 記 仕 様 書

委託業務名 林道橋定期点検業務（寺谷林道）

履 行 場 所 京都市左京区花脊原地町 地内

履 行 期 間 契約日の翌日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

第 1 条（適用）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和 8 年 2 月)*¹」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 1 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第 2 条（電子納品）

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和 6 年 3 月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で 1 部提出するとともに、紙媒体で 1 部提出する。なお、協議により電子成果品を 2 部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。
- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第 3 条（前払金等）

契約書第 4 0 条関係前払金は行わない。

第 4 条（管理技術者）

管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を満たすものとする。

第 5 条（照査技術者及び照査の実施）

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

第 6 条（業務目的）

本業務は、老朽化した林道橋について、その機能の維持・強化に必要な対策時期を検討するため、林道施設長寿命化対策マニュアル（平成 2 8 年 3 月 林野庁整備課）に基づき、点検・診断を実施するものである。

名称	種別	上部工型式	全幅員 (m)	橋長 (m)	桁下高 (m)
1 号橋	橋梁	T 桁	4.0	10.6	3.6
4 号橋	橋梁	PC 橋	3.4	7.5	2.7
6 号橋	橋梁	PC 橋	3.4	7.0	4.2
7 号橋	橋梁	RC 床版	3.4	4.5	2.2

第 7 条（業務内容）

業務内容は、次の各項によるものとする。

1 計画準備

計画準備は、業務計画書の作成、現地踏査、実施計画書の作成、全体図及び一般図の作成、部材番号図の作成、関係機関協議書の作成等を行う。

（１） 業務計画書の作成

- ① 調査等業務概要
- ② 実施方針
- ③ 調査等業務工程
- ④ 調査等業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の内容、部数
- ⑦ 使用する主な基準及び図書
- ⑧ 使用機械の種類、名称及び性能
- ⑨ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑩ その他監督職員が必要と認めたもの

（２） 現地踏査

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書の作成に必要な情報を得るものとする。

（３） 実施計画書の作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- ① 業務内容
- ② 対象林道橋位置図
- ③ 現地踏査の調査記録
- ④ 業務実施方針（林道橋点検方法）
- ⑤ 実施体制
- ⑥ 実施工程表
- ⑦ 仮設備計画

- ⑧ 使用建設機械
- ⑨ 安全管理計画（交通規制を含む）
- ⑩ 環境対策
- ⑪ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑫ その他監督職員が必要と認めたもの

（４） 全体図及び一般図の作成

対象林道橋の全体図及び一般図（平面図、横断図）などを径間ごとに作成する。
CAD で作成した図面は、電子データ（sfc、dwg 形式）でも提出すること。

（５） 部材番号図等の作成

部材番号図は、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について記録の下地となる部材番号を設定し、径間ごとに作成する。CAD で作成した図面は、電子データ（sfc、dwg 形式）でも提出すること。

（６） 関係機関協議書の作成

現地点検において必要な関係機関（河川管理者等）との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

2 現地点検

現地点検は、近接目視により行うものとし、対象林道橋ごとに必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

足元条件は、基本的には梯子を想定しているが、作業状況により変更する必要がある場合は、事前に監督員に報告すること。協議により設計変更の対象とする。

健全性の診断区分Ⅳと思われる損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、当該橋りょうの点検結果をとりまとめること。また、緊急的な措置が必要な場合は、措置方法についても検討すること。

（１） 現況写真の撮影

現況写真は、全景写真を径間ごとに撮影し記録するものとする。

（２） 損傷調査

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握する。

（３） 野帳記入

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況（損傷の種類、規模等）を記録する。

（４） 損傷写真の撮影

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材ごとに撮影し記録する。

また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。
なお、損傷規模等については測定、目視等により得られた情報を記録する。

3 定期点検調査帳票の作成

定期点検調査帳票は、林道施設長寿命化対策マニュアル「付録－4 点検結果記入要領」に基づき作成する。

(1) 現況写真の整理

現地写真資料には、位置関係、延長、高さ、全幅、車道幅等の情報を記載する。

(2) 損傷写真の整理

損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間ごとに整理する。

(3) 損傷図の作成

損傷図は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間ごとに整理し、上部工、下部工、路面ごとに作成する。

点検の結果、健全度がⅡ、Ⅲ又はⅣと判断された橋りょうについては、損傷図をCADで作成し、橋りょうごとにまとめて電子データ（sfc、dwg形式）を提出すること。

損傷図の作成が必要ない場合は、減額変更の対象とする。

(4) 損傷程度の評価、対策区分の判定

対策マニュアル第2章第8節の8－2「損傷程度の評価」に基づき、部材の部位ごとに評価等を実施し記録するものとする。なお、対策区分の判定は、対策マニュアル第2章第8節の8－2により実施した損傷程度の評価により置き換えるものとする。

ただし、部材の部位ごとに損傷が見られない場合は、部材ごとに記録するものとする。

（参考とする対策マニュアルの付録）

・付録－1.2「損傷評価基準」（一般管理型点検）

(5) 健全性の評価

健全性の評価は、部材単位ならびに林道橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節（健全性の評価）「表 2-10 健全性の判定区分」及び、林道橋単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節「表 2-13 健全性の判定区分」を参照し、行うものとする。

(6) 定期点検調査票の記入

① 定期点検調査帳票の記入は、鋼部材の腐食・亀裂・破断、コンクリート部材のひびわれ、床版ひびわれ、その他として支承の機能障害を点検項目の記入の標準とし、当項目以外の部材項目については、損傷がある場合のみ記入するものとする。

記入に当たっては、点検により確認した損傷程度を記入することとし、部材又は部位ごとに対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。

- ② 定期点検調査帳票は、対策マニュアルに基づく調査票（付録－6 一般管理型定期点検帳票）に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票等を記入する。

4 報告書の作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等のとりまとめを行う。

第8条（点検内容の照査）

本業務における照査は、以下に示す業務の節目ごとに照査技術者が実施するものとする。また、節目ごとに作成した資料は、共通仕様書第 1108 条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- （１） 業務計画書の作成時
- （２） 現地点検及び定期点検調査帳票の作成時

第9条（打合せ等）

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第10条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第11条（ウィークリースタンスの実施）

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

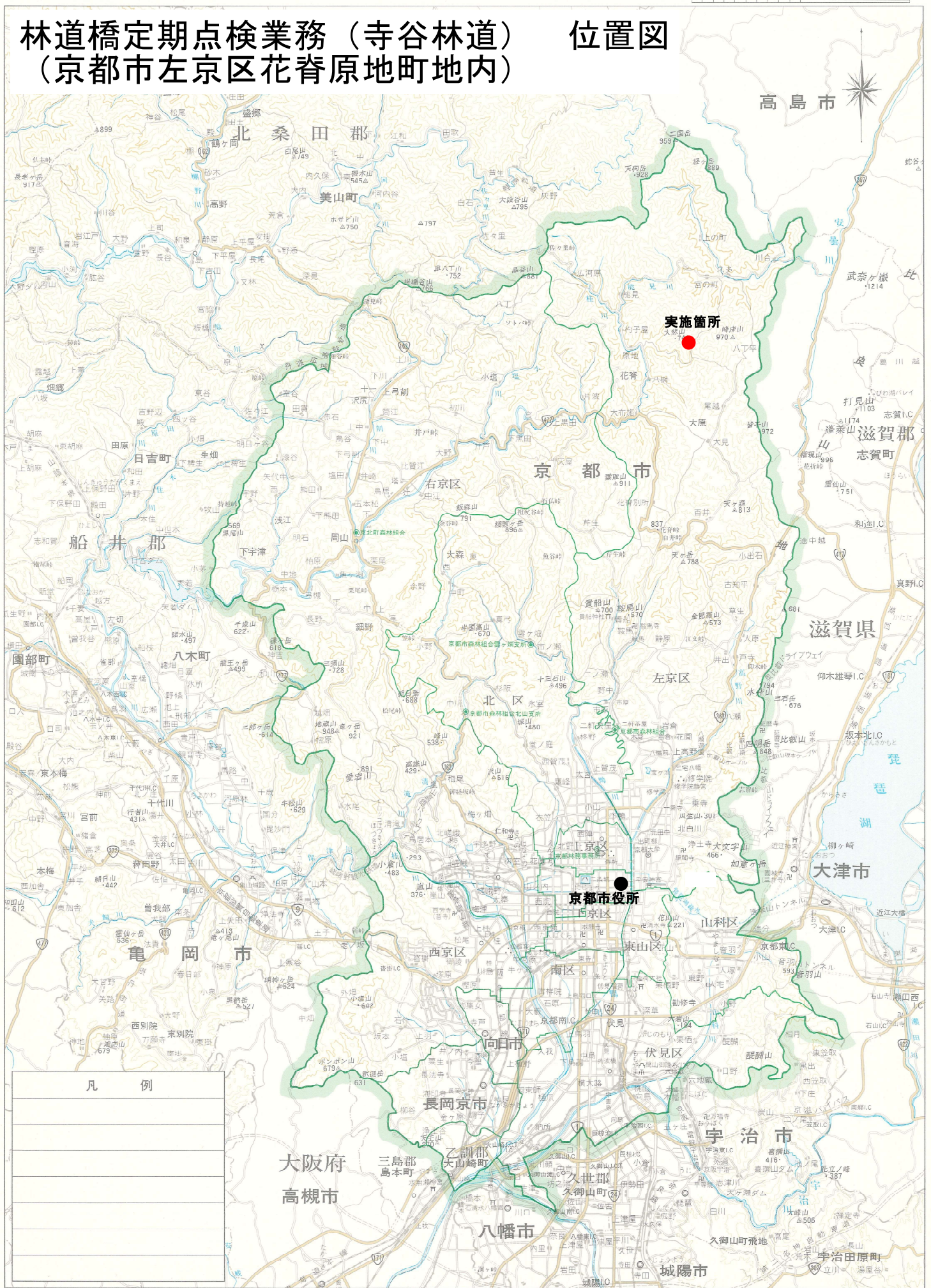
実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- （１） 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- （２） 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- （３） 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- （４） 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- （５） 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- （６） 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

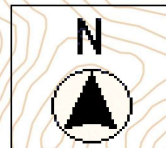
なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

林道橋定期点検業務（寺谷林道） （京都市左京区花脊原地町地内）

位置図



林道橋定期点検業務（寺谷林道）位置図詳細
【京都市左京区花脊原地町 地内】



左京区花脊原地町

灰ヶ谷林道

8号橋

7号橋

6号橋

5号橋

オコ谷

4号橋

3号橋

2号橋

寺 谷 林 道

ナメラ谷

1号橋

至 京都広河原美山線

● …点検対象

